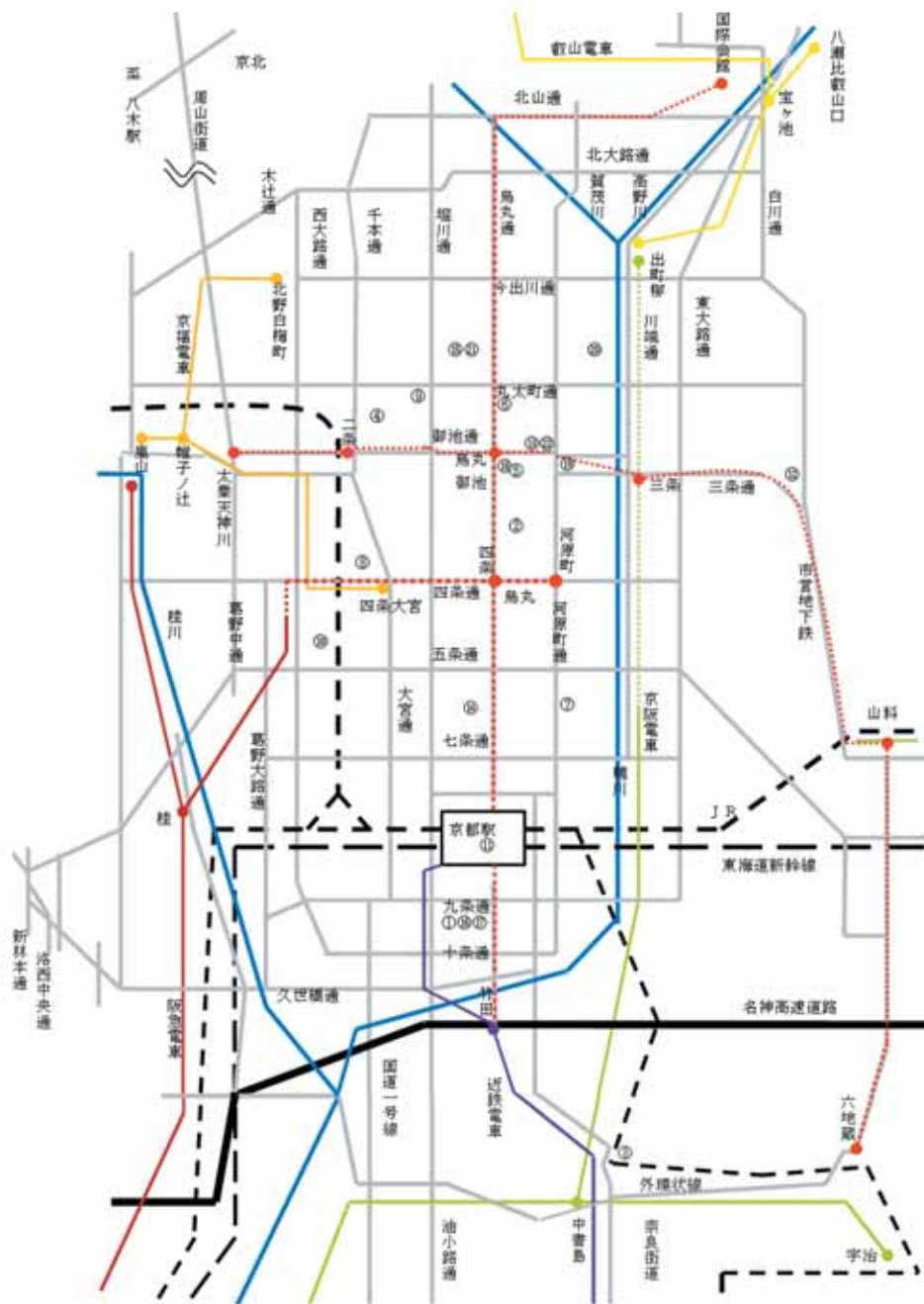


困ったとき，まずはご相談を



京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL.075 (222) 3381

平成20年3月発行 京都市印刷物第194527号



京都市内の相談窓口

● 女性(男女共同参画)

- ①京都府女性総合センター
TEL 075-692-3437
- ②京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」
TEL 075-212-7830(相談専用)
京都府配偶者暴力相談支援センター(電話のみ)
TEL 075-441-7590

● 子ども

- ③京都府総合教育センター
TEL 075-612-3268, 3301
- ④京都市児童相談所
TEL 075-801-2929
TEL 075-801-1919(24時間対応子ども虐待防止SOS)
- ⑤京都市教育相談総合センター
カウンセリングセンター
TEL 075-254-1108

● 高齢者

- ⑥京都府高齢者情報相談センター
TEL 075-221-1165
- ⑦京都市長寿すこやかセンター
TEL 075-354-8110(高齢者110番)

● 障がいのある人

- ⑧ 身体 (社)京都市身体障害者団体連合会
TEL 075-822-0770
- ⑨ 知的 (社)京都手をつなぐ育成会
TEL 075-812-1711
- ⑩ 精神 京都市こころの健康増進センター
TEL 075-314-0874(相談専用)

● 外国人・外国籍市民

- ⑪(財)京都府国際センター
TEL 075-342-0088
- ⑫京都市国際交流会館
TEL 075-752-3010

● 感染症患者等

- ⑬京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課
TEL 075-222-3421

● ホームレス

- ⑭京都市中央保護所(ホームレスの方からの無料法律相談)
【問合せ先】TEL 075-251-1175
(京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課)

● 市民生活

- ⑮府民総合案内・相談センター
TEL 075-411-5000
- ⑯京都府消費生活安全センター
TEL 075-671-0004(消費生活相談)
TEL 075-671-0644(個人情報相談)
- ⑰京都中小企業労働相談所
TEL 075-661-3253
- ⑱京都市市民総合相談課
TEL 075-256-2007(法律相談)
TEL 075-256-0800(消費生活相談)
TEL 075-256-2140(交通事故相談)
TEL 075-256-3160(多重債務相談)
- ⑲日本司法支援センター京都地方事務所
(法テラス京都)
TEL 050-3383-5433

● 人権一般

- ⑳京都府法務局
TEL 075-231-0131(代)
- ㉑京都府(府民生活部人権啓発推進室)
TEL 075-414-4271
- ㉒京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課(市民啓発担当)
TEL 075-222-3381
産業観光局経済企画課(企業啓発担当)
TEL 075-222-3333

京都市人権文化推進計画に基づく事業報告書

京都市人権レポート



京都市

日々の暮らしの中に人権を大切にし、 尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまち

気づく 学ぶ

教育 啓発

「人権とは何か」や「個人として尊重されるとはどういうことなのか」などを知ることが、人権が尊重されるまちづくりを進めるうえでの第一歩となります。

教育・啓発の取組では、人権の大切さに気づき、学ぶ機会の提供に努めています。

企業に対する啓発

企業に対し、時宜に即した様々な人権課題をテーマに研修会を開催しているほか、人権問題情報誌「ベーシック」をはじめとする啓発冊子の発行・配布などの取組を行っています。



「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度

男女がともにいきいきと働くことができる職場づくりに向けて積極的に取り組んでいる企業や団体を登録し、取組を広くPRするとともに、市長表彰を行っています。

平成19年度からは事業者対象のセミナー＆情報交換会や中小企業等を対象としたアドバイザー派遣制度を実施し、取組の充実を図っています。



「人権“ほっと”写真(フォト)」「四字熟語人権マンガ」の募集

市民の皆さんが自ら人権の大切さについて考える機会を持ってもらうため、公募事業を実施しています。

人権の大切さを感じさせる心温まる写真「人権“ほっと”写真(フォト)」明るくユーモアあふれるマンガと四字熟語で人権の大切さにふと気づかせる「四字熟語人権マンガ」。いずれも入選作品は、市民から市民への人権の大切さを伝えるメッセージとして印刷物への掲載などにより広く発信しています。



平成18年度下半期人権ほっと写真
ほっと賞「快笑」田中耕二さん作品

平成18年度四字熟語人権マンガ
京都市長賞「千差万別」野中里美さん作品

「子どもを共に育む京都市民憲章」の普及啓発

子どもを健やかに育むための市民共通の行動規範として制定した「子どもを共に育む京都市民憲章」。6項目の行動理念について、憲章実践の一言メッセージを募集したところ、市民から多くの事例が寄せられました。子どもたちの今と未来のため、社会のあらゆる場で、行動の輪を広げましょう。



子どもを共に育む京都市民憲章 ＜行動理念＞

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆(きずな)を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

平成19年2月5日(育児ニコニコ笑顔の日)制定
3月13日憲章推進の市会決議

みやこユニバーサルデザイン賞

「みやこユニバーサルデザイン」とは、すべての人が利用しやすいまちづくりやものづくり、サービス提供などを目指す考え方の中で、この考え方に基づいた個人や事業者、団体などのアイデアや取組を募集し、そのうちの優れた作品を表彰しました。

- 子どもアイデア部門
大賞3件、アイデア賞4件
- 一般部門
大賞2件、奨励賞2件、審査員特別賞1件

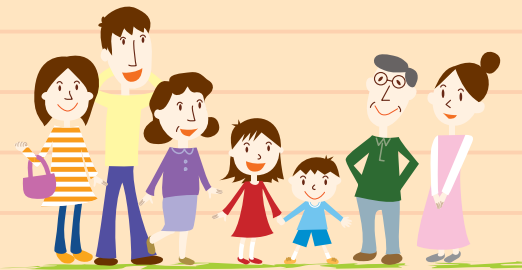


大賞作品

<子どもアイデア部門>
牛乳(飲み物)パック つまずかないふみきり
ピヨッとべんりテープ台
<一般部門>
ユーザ参加型デザインワークショップによる学びの場づくり
インターネットを利用したバリアフリー情報発信

京都市では、「人権文化の息づくまち・京都」の実現に向けて、人権文化推進計画に基づき、様々な取組を実施しています。

この「京都市人権レポート」では、毎年度取りまとめる取組実績・事業計画の中から、取組の一部をご紹介します。



支える 保障

人権が尊重される社会は、障害の有無などにかかわらず、すべての人が大切にされ、可能性が発揮できる社会です。

しかし現実には、建物の段差などの物理的な壁、また誤った知識や偏見などの心理的な壁によって社会参加を妨げられている人々がいます。

人権の保障は、それらの人々を支える仕組みを進め、すべての人がいきいきと暮らせるまちの実現を目指すものです。

外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業

行政窓口で意思疎通が図れない外国籍市民等を対象に、電話で英語や中国語の通訳・相談を行う「外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」を実施しています。

- 英 語
毎週火・木曜日 10:00~16:00
- 中国語
毎週水・金曜日 10:00~16:00



HIV夜間即日検査

保健所において、感染不安を持つ市民を対象に、無料・匿名でHIV検査を行うほか、月2回、下京保健所において更なる受検機会の確保を図るため夜間即日検査(予約制)を実施しています。



平成19年度
「世界エイズデー」
ポスターコンクール
入選作
大村健人さん作品
(醒泉小学校)

車いすが入れる自動車止め(太秦安井公園)



人にやさしい公園づくり

「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」などに基づき、入口の段差の解消やスロープの設置などのバリアフリー化に取り組み、誰もが安心・安全に公園を利用していただける人にやさしい公園の整備に取り組んでいます。



車いすのまま
使える水道
(伏見桃山城
運動公園)

まもる 相談 救済

日々の生活の中で「これは人権上の問題ではないか」と感じたり、不当な扱いなどを受けて人権が侵害されたと思った場合には、すぐに相談でき、必要に応じて適切な助言や支援を受けられる場所が必要です。

相談・救済の取組では、人権が侵害されないようにまもるための情報発信や、人権上の問題について気軽に相談できる機会の充実に努めています。

子どもを見守る駅

子どもを犯罪などの危険から守るため、目印のステッカーを見て、子どもたちが駅に助けを求めてきた場合に、子どもを保護し、保護者・学校・警察に連絡するなどの対応を取る「こども110番の駅」の取組を地下鉄全駅で行っています。



人権擁護委員による特設相談の実施

京都地方法務局・京都人権擁護委員協議会との連携・協力によって、人権について気軽に相談できる機会を提供。また、人権週間には他の関係機関とともに街頭啓発も行っています。

